

間もなく参議院議員通常選挙の投票日

## 選挙権年齢が18歳以上に引き下げられます

第24回参議院議員通常選挙は、選挙権年齢が18歳以上に拡大される初めての選挙です。政治の過程に参加できる権利を無駄にしないよう忘れずに投票しましょう。

### 選挙年齢を18歳以上に引き下げたのはなぜ?

少子高齢化の中、若い世代に未来の日本のあり方を決める政治により主体的に参画してもらうためです。

### インターネット選挙運動でできることは?

【できること】ネット掲示板やブログに選挙運動メッセージを書き込む、選挙運動メッセージをSNS(ソーシャル・ネットワーク・キング・サービス)で広める、選挙運動の様子を動画サイトなどに投稿するなど【できないこと】18歳未満

### 選挙入場券を忘れても投票できる?

選挙入場券は公示日から「封筒」で世帯主宛てに郵送します。この封筒には、同じ住民票の世帯の有権者全員分の選挙入場券が、1人1枚ずつ入っています。選挙入場

### 18歳未満も入場可

券がなくても、選挙人名簿に登録されている人は投票できます。

投票所に同伴入場できる子どもの範囲が、幼児から児童、生徒その他の18歳未満に拡大されました。ただし、投票用紙の記載と投函は、有権者本人が行います。

※選挙に関する情報は、市ホームページ、フェイスブック<https://www.facebook.com/natsuyamaseikan>にも掲載しています  
 区市選挙管理委員会 ☎948 6619・FAX 9341811

## 18歳選挙権を控えた高校生の声

### 自ら判断し投票したい



團 優樹さん (松山東高3年)

若者の投票率が思っていた以上に低いと感じたと同時に、大学に期日前投票所を全国で初めて設置した市の取り組みを知ることができてよかったです。候補者の掲げる政策が自分たちにどんな利益や不利益があるのか、分からないことは親や周りの人の意見も聞きながら、自分で判断し投票したいです。

### 分かりやすい選挙に



高橋 里瑛さん (同3年)

自分たちにも選挙権が与えられ、自分の意見を反映できる機会があると同時に、候補者の考えをよく理解できないまま選挙に参加できてしまうことに少し怖く感じています。メ리트やデメリットの分かりやすいマニフェストを作成してもらったり、みんなが理解しやすい情報を伝えることが必要だと思います。

### 選挙をより身近に



選挙コンシェルジュ 山中 真由さん (同2年)

私はまだ選挙権がありませんが、1年後に自分が投票できることを十分自覚し、視野を広げてたくさんの情報を集めておきたいと思っています。また選挙コンシェルジュとして、多くの生徒に選挙に関心を持ち、身近に感じてもらうために、校内放送などを通じ積極的に働きかけたいと思います。

### 高校生が模擬選挙を体験しました

松山東高校で5月24日、「全校一斉主権者ホームルーム活動」のテーマの一つとして「18歳選挙権」の授業が行われました。市選挙管理委員会職員説明のもと、投票率向上への市の取り組みの紹介や模擬選挙を体験。生徒らは、模擬選挙用のマニフェストを見ながら、どのような視点で政策を判断すべきか、互いに議論していました。



模擬選挙の様子

## 市長と話そう!

# タウンミーティング

### 学んだ知識と技術を生かしてできることをテーマに開催

河原学園の学生61人が参加し、「学んだ知識と技術を生かしてできること」をテーマに5月12日、世代別タウンミーティングが開催されました。



活発な意見交換が行われた当日の様子

学生からは、松山の魅力の情報発信、子育てや福祉の課題、災害対策などの意見や要望が挙がりました。

野志市長は、移住定住のロードムービーやアニメーションを活用した動画など、市のシティプロモーション事業に「若い人たちからもアイデアをいただき活用していきたい」と話しました。

- 意見・要望
  - ・動物病院の夜間診療について、認知度を上げる活動をしてほしい
- 感想
  - ・若者の意見が必要とされていると感じたので、どんどん発信していきたい
  - ・今後、どのようにしていけばよいまちづくりができるかが分かった



武智 (美咲さん) (土居田町)

### 地域活動にもっと参加したい

学生として、自分が住んでいる地域の活動にもっと参加し、その経験が卒業後にも役立つと感じています。松山市と学生、民間と一緒に何かする機会がもっとあればよいと思います。

タウンミーティング 課 ☎948 6333・FAX 934 2336

### ご存じですか?

## 国民年金保険料の免除制度

所得の減少や失業など、経済的な理由で国民年金保険料の納付が困難な場合、申請し承認されると、保険料の免除や猶予が受けられます。

### 免除・猶予の内容

#### ■免除 (全額免除・一部免除)

本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定基準額以下の場合、保険料の納付を全額または一部免除。

#### ■若年者納付猶予 (平成28年6月分まで)

20歳以上30歳未満で、本人・配偶者の所得が一定基準額以下の場合、保険料の納付を猶予。

#### ■納付猶予 (平成28年7月分から)

1カ月前までの期間を

### 退職 (失業) 者への特例

退職 (失業) した人は離職票などを添えて申請すると、本人の所得が一定基準額以上であっても保険料の免除・猶予が認められます。

ただし、審査対象となる配偶者・世帯主に一定基準額以上の所得があると、免除・猶予が認められない場合があります。

### 手続きに必要なもの

- ①年金手帳または本人確認ができるもの
  - ②印鑑
  - ③退職 (失業) が理由の場合
    - ①②に加え、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証 (公務員の場合は辞令書)
    - ※必要書類が異なる場合がありますので、事前にお問い合わせください
  - ④代理人申請の場合
    - ①②に加え、委任状と代理人の本人確認ができるもの
- ☎国保・年金課 ☎948 6356・FAX 934 2633  
 1、松山東年金事務所 (朝生田町一丁目) ☎946 2835・FAX 933 1319